

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。

概要

◆ 令和元年度の申請期限は、令和2年1月31日までです。

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 「長崎働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

☎ 0120-168-610（受付時間：9時～17時（土日祝日を除く。））

申請先

- ◆ 長崎労働局雇用環境・均等室

長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階 ☎ 095-801-0050

生産性向上支援訓練のご案内

生産性向上支援訓練とは、企業が生産性を向上させるために必要な知識などを習得する職業訓練です。全国のポリテクセンター等に設置した生産性向上人材育成支援センターが、専門的知見を有する民間機関等と連携して、企業が抱える課題や人材育成ニーズに対応した訓練を実施します。

生産性向上支援訓練 3つのポイント

1 企業ごとの課題に応じてオーダーメイドで訓練を実施！

- ・生産管理、IoT・クラウド活用、組織マネジメント、マーケティングなど、あらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムを用意（全59コース('19.2月現在)）
- ・企業ごとの課題やニーズに応じてカリキュラムをカスタマイズして実施

2 訓練は自社会議室で受講可能！

- ・訓練は自社会議室で受講可能（専門の講師を企業に派遣します）
- ・訓練日時も企業の都合に合わせて事前に調整

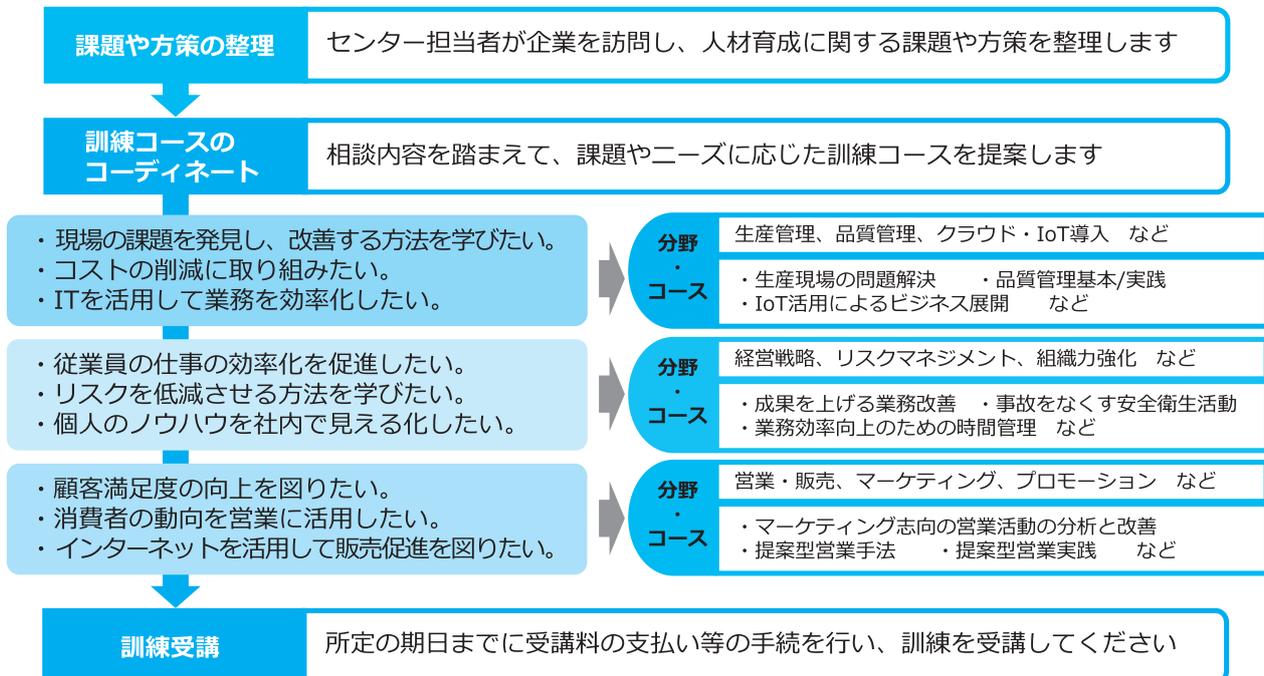


3 受講しやすい料金設定！

- ・受講料は1人あたり3,000円～6,000円（税別）
- ・条件を満たす場合は人材開発支援助成金の利用も可能

'18年度実績 (全国) 受講者数 **24,806** 人 ※'18.12月末実績 利用した企業数 **8,055** 社 ※'18.12月末延べ実績 受講者評価 (業務への役立ち度) **97.8** % ※'18.12月末実績

訓練受講までの流れ



※予算に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

※相談内容によっては、少人数からでも受講できるオープンコースのご利用を提案する場合があります。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部

ポリテクセンター長崎 生産性向上人材育成支援センター

〒854-0062

諫早市小船越町1113番地

TEL : 0957-35-4726

FAX : 0957-35-4723



生産性向上支援訓練

基礎的ITセミナーのご案内

基礎的ITセミナーとは、IT技術の進展に対応するための基礎的なITリテラシーを習得する職業訓練です。全国のポリテクセンター等に設置した生産性向上人材育成支援センターが、専門的知見を有する民間機関等と連携して、企業が抱える課題や人材育成ニーズに対応した訓練を実施します。

基礎的ITセミナー 3つのポイント

1 業務の効率化に必要なIT技術・知識を習得！

- ・“業務の効率化”、“生産性向上”、“ビジネスチャンスの創出・拡大”に結び付けるために必要な「ITに関する技術や知識」を習得するためのカリキュラムを用意（全38コース（'19.2月現在））
- ・訓練コースは、初任層から中堅・管理者層まで幅広い階層の従業員向けに設定可能

2 訓練は自社会議室でも受講可能！

- ・訓練は自社会議室でも受講可能（自社でPCを用意できる場合に限りです）
- ・（自社会議室を手配できない場合は）当センターが手配する民間教育機関のPC教室でも受講可能
- ・訓練日時は自社の都合に合わせて事前調整が可能

3 受講しやすい料金設定！

- ・受講料は1人あたり2,000円～5,000円（税別）
- ・条件を満たす場合には人材開発支援助成金の利用も可能



訓練受講までの流れ

課題や方策の整理

センター担当者が企業を訪問し、人材育成に関する課題や方策を整理します

訓練コースのコーディネート

相談内容を踏まえて、課題やニーズに応じた訓練コースを提案します

- ・最新のIT技術の動向を学びたい
- ・業務のIT化を推進するための考え方を理解したい
- ・ネットワークを設定するための知識を習得したい

分野・コース

新技術動向、業務のIT化、ネットワーク など

- ・第4次産業革命のインパクト ・RPAによる業務の自動化
- ・ムダを発見するための業務とデータの流の見える化 など

- ・表計算ソフトを使いこなして業務効率を高めたい
- ・データベースを用いて大量のデータを処理したい
- ・自社のホームページを多くの方に見てもらいたい

分野・コース

表計算、文書作成、ホームページ など

- ・効率よく分析するためのデータ集計 ・ビジネス文書作成術
- ・HTMLによるWebページ作成 など

- ・ITに潜むリスクや適切な対応方法を理解したい
- ・情報セキュリティの考え方を理解したい
- ・情報セキュリティを維持する方法を学びたい

分野・コース

コンプライアンス、情報セキュリティ など

- ・ケーススタディから学ぶインシデント対応
- ・社内ネットワークの情報セキュリティ対策 など

訓練受講

所定の期日までに受講料の支払い等の手続きを行い、訓練を受講してください

※予算に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

※相談内容によっては、少人数からでも受講できるオープンコースのご利用を提案する場合があります。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部

ポリテクセンター長崎 生産性向上人材育成支援センター

〒854-0062

諫早市小船越町1113番地

TEL：0957-35-4726

FAX：0957-35-4723



基礎的ITセミナー

労働相談Q&A

Q 正社員からパートへの変更を拒否した場合の解雇の是非

当社では、経営環境の悪化のため、一部の正社員の雇用形態を変更しパートとすることを考えています。雇用形態の変更に応じない正社員がいた場合、解雇することは可能でしょうか。当社には、労働組合はありません。

A 労働条件の変更を目的として、解雇と新しい条件による新契約の申込みを行うことを「変更解約告示」といいます。

社員が労働条件の不利益変更に応じないからと解雇することは、裁判例をみるとかなり難しいのではないかと考えます。

正社員からパートへの雇用契約の変更は、労働条件の不利益変更になります。

労働条件の不利益変更は、就業規則の変更か個々の労働契約の変更により行われます。

就業規則の変更による労働条件の不利益変更は、労働契約法 9 条、10 条の規定により同意があるか、変更後当該規定の周知がなされており、かつ、その変更に合理性があれば可能となります。しかし、変更の合理性がないと裁判所が判断した場合、変更の同意がないという理由での解雇は、解雇権濫用として無効とされる可能性が高くなります。

就業規則の変更によっても個々の労働契約が変更できない場合は、就業規則の変更によって不利益変更を行うことはできません。この場合、その変更について高度の必要があるか、合意が得られない場合に解雇が可能かという、変更解約告示によって解雇が可能かということが問題となります。

大阪労働衛生センター第一病院事件（大阪地裁、平成 10.8.31）では、変更解約告示は相当ではないとし、本件解雇には整理解雇と同様の厳格な要件が必要としました。

「いわゆる変更解約告示といわれるものは、その実質は、新たな労働条件による再雇用の申し出を伴った雇用契約解約の意思表示であり、労働条件の変更のために行われる解雇であるが、労働条件の変更については、就業規則の変更によってされるべきであり、そのような方式が定着しているといつてよい。これとは別に、変更解約告示なるものを認めるとすれば、使用者は新たな労働条件変更の手段を得ることになるが、一方、労働者は新たな労働条件に応じない限り、解雇を余儀なくされ、厳しい選択を迫られることになるのであって、しかも再雇用の申し出が伴うということで解雇の要件が緩やかに判断されることになれば、解雇という手段に相当性を必要とするとしても、労働者は非常に不利な立場に置かれることになる。してみれば、ドイツ法と異なって明文のないわが国においては、労働条件の変更ないし解雇に変更解約告示という独立の類型を設けることは相当ではないというべきである。」

労働相談情報センターのご案内

労働相談情報センターは、職場で起こる様々なトラブルを解決するための皆さまの身近な相談の場です。一緒に解決の方向を考えます。相談は無料、秘密は厳守します。職員による相談のほか、弁護士による相談も利用できます。

※網掛け・下線は2019年度からの変更箇所です。

【電話による労働相談】

※2019年度より電話相談は全て長崎労働相談情報センターで対応いたします。

(開設時間) 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時まで

 0120-783-258 TEL 095-821-1457

 0120-783-369 TEL 095-820-0166

【面談による労働相談】

(長崎) 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時まで

(佐世保) 毎週水曜日(祝祭日を除く) 午前10時～午後5時まで

【弁護士による特別労働相談】

・毎月第4水曜日(祝祭日を除く) 午後1時30分～午後3時30分まで

・実施場所

(長崎) 県庁行政棟5階

(佐世保) 県北振興局本館4階

※弁護士による相談は、事前予約が必要です。

【所在地】

○長崎労働相談情報センター
〒850-8570
長崎市尾上町3-1
長崎県庁行政棟5階

○佐世保労働相談情報センター
〒857-8502
佐世保市木場田町3-25
県北振興局本館4階

『長崎県』と『九州ろうきん』がタイアップ!

生活資金ローン

2018年4月の
制度変更により
さらにご利用
いただきやす
くなりました!



ご融資金額(1万円以上1万円単位) 返済期間

最高 300万円 10年以内

固定金利型

年 2.1%

※別途借入料率0.7%~年1.2%がかかります。

お申込みいただける方

- 原則長崎県内に居住し、長崎県内の事業所に1年以上勤務している方。
- 年間所得(給与と所得控除後の金額)が400万円以下の方。
※給与と所得のみの場合、総支給額567万円以下の方。
※自営業・事業主の方は対象になりません。

ご用意いただくもの

- 年収が確認できる資料(源泉徴収票など)
- ご本人さま確認資料(運転免許証など) ●ご印鑑
- お支払いがわかる資料(見積書など)
- その他、審査上必要となる資料

お使いみち

生活関連資金
(ローン等の借換え・事業資金は除く)
※資金使途確認書類が必要です。

冠婚葬祭費用

新車中古車の購入

パソコンテレビなどの家電購入

教育資金

○本融資には融資総額に限りがあります。融資総額に達した場合お受付を終了いたします。(融資総額については九州ろうきん各営業店へお問い合わせください。)○お借入れ後に返済方法(返済額・返済期間など)を変更される場合には、手数料(税込5,400円)がかかります。変更内容によってはご希望に添えない場合もございます。○ご返済額の払戻はお気軽に(ろうきん)までパソコンや専用電話から九州ろうきんホームページの「ローンセンター」でもご利用いただけます。○定額内利率は2018年4月現在の利率で、保証料を一律日本労働者信用基金協会とする場合があります。○くわしくは九州ろうきん長崎県内営業店へお問い合わせください。○融資には審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

長崎支店 ☎ 095-840-0039

五島支店 ☎ 0959-74-3117

長崎県庁支店 ☎ 095-821-3146

ローンセンター長崎 ☎ 095-840-0010

佐世保支店 ☎ 0956-23-7266

ローンセンター佐世保 ☎ 0956-23-7511

北松支店 ☎ 0956-66-2105

九州ろうきん 検索

島原支店 ☎ 0957-62-2248

http://kyusyu.rokin.or.jp/

諫早支店 ☎ 0957-22-2288

九州ろうきん

大村支店 ☎ 0957-53-2300

九州ろうきん

インターンシップもNなびをご利用ください

学生からの直接申込が可能になります。



Nなびでは、この春からインターンシップに関する情報充実や機能拡充を進めてまいります。
具体的にはインターンシップについてもエントリー機能を付加することで、

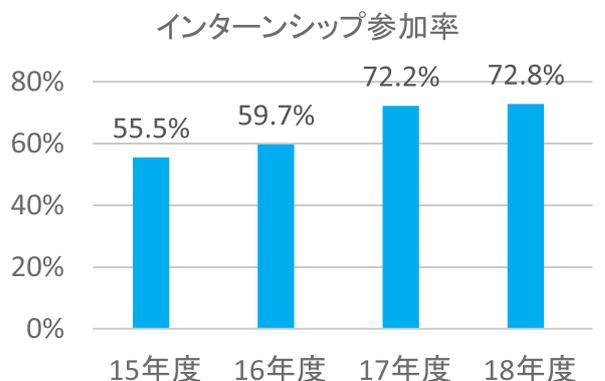
学生からの直接申込受付が可能となります。
インターンシップの参加促進はもちろん、本格的な就活前の学生の更なる利用増加が期待されます。

インターンシップの重要性が増しています。

マイナビによると、3月以降にエントリーする企業のうち4割が2月以前に発見されているとのことです。^{※1}

また、インターンシップ参加率も年々増加傾向にあり、学生が企業を早期に知ることができる場として、インターンシップの重要性が増しています。

※1: 学生就職モニター調査



出典: 2018年度マイナビ大学生インターンシップ調査

登録は簡単 3ステップ

STEP1 ログイン

STEP2 登録画面

STEP3 情報入力

インターンシップ情報はたった3つのステップで登録可能です。
会員登録後、トップページからログインしていただき、新規登録画面に必要事

項を入力するだけ。
エントリーを受けたら必要な事項をご連絡ください。

大学生の新卒採用をお考えの企業様へ Nなび「交流機能」で学生に 直接アプローチしてみませんか？

「Nなび」では企業から学生に直接アプローチできるサービスを平成30年5月から提供しています。

各企業が「交流メニュー」を自由に企画立案し、Nなび上で公開するとともに、大学1～3年生等の就職活動前の学生に対し、メールで交流の打診を行うことができる機能です。

○交流メニューの例

- ・インターンシップ、企業見学会
- ・OB・OG交流会・BBQ付き懇談会
- ・企業と学生のソフトボール、ボウリング、フットサル大会
- ・企業と学生の討論会・ホンネトーク
- ・アルバイト募集 など

■交流までの手順

〔1〕交流メニューの登録

ながさき県内就職応援サイト「Nなび」の自社の登録情報に「交流メニュー」を追加登録して下さい。

〔2〕交流メールの送信

交流メニューを登録すると、学生の登録者を検索することができるようになります。学生のプロフィールを確認し、アプローチしたいと思う学生には「交流メール」（企業から学生への交流の申込み）を送ることができます。

交流メニューに興味がある学生からは、交流の承諾や詳しい問合せをメールで企業様へお送りします。

〔3〕実際の交流へ

メールのやり取りで学生と合意すれば実際に交流を行います。交流する場所は自社でも可能ですが、県庁の協働エリアや大学内のスペースを「学生と県内企業の交流スペース」として利用することもできます。

■学生と県内企業の交流スペース

提供する交流スペースは県庁（長崎市尾上町）、大学内の利用可能スペースを予定しています。交流の内容や規模に応じ、最適な場所を調整いたしますので、申込み窓口：長崎県総合就業支援センター（TEL095-842-5424）へお問い合わせください。

■交流スペースのお申し込み・交流についてのお問い合わせ先

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階・3階
長崎県総合就業支援センター
TEL：095-842-5424
FAX：095-849-0073